

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成31年4月4日(2019.4.4)

【公開番号】特開2018-57390(P2018-57390A)

【公開日】平成30年4月12日(2018.4.12)

【年通号数】公開・登録公報2018-014

【出願番号】特願2017-220693(P2017-220693)

【国際特許分類】

A 2 4 D 3/14 (2006.01)

A 2 4 D 1/02 (2006.01)

【F I】

A 2 4 D 3/14

A 2 4 D 1/02

【手続補正書】

【提出日】平成31年2月18日(2019.2.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

チッピング紙を含むマウスピース、及び

前記チッピング紙上に配置された清涼剤包接錯体

を含むことを特徴とする喫煙物品であって、

前記清涼剤包接錯体がシクロデキストリン及び不揮発性清涼剤を含むシクロデキストリン清涼剤包接錯体である、前記喫煙物品。

【請求項2】

清涼剤が25で約8.5 Pa未満である蒸気圧を有する、請求項1記載の喫煙物品。

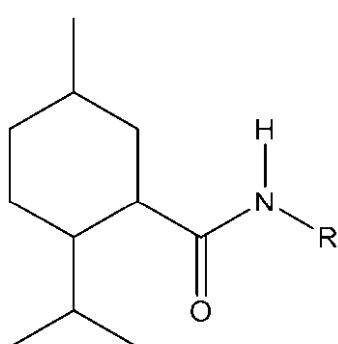
【請求項3】

清涼剤がカルボキサミド含有化合物である、請求項1又は2記載の喫煙物品。

【請求項4】

カルボキサミド含有化合物が構造(I):

【化1】

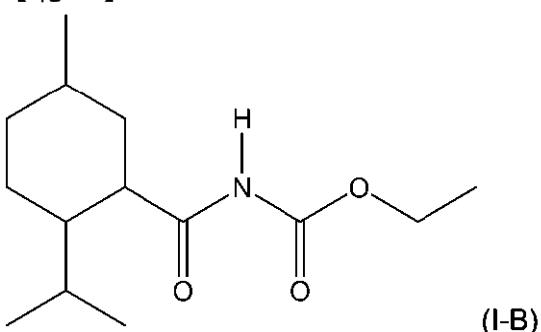


(I)

(式中、RはC1-C12直鎖又は分枝鎖アルキルもしくはアルコキシ、又はアリーレンもしくはピリジルである)

を有するか、或いは構造(I-B) :

【化2】



を有する、請求項3記載の喫煙物品。

【請求項5】

カルボキサミド含有化合物がN-エチル-p-メンタン-3-カルボキサミド；エチル3-(p-メンタン-3-カルボキサミド)アセテート；N-(エトキシカルボニルメチル)-p-メンタン-3-カルボキサミド；N-(4-シアノメチルフェニル)-p-メンタンカルボキサミド；N-(4-アミノカルボニルフェニル)-p-メンタン；N-(4-メトキシフェニル)-p-メンタンカルボキサミド；又はN-(2-(ビリジン-2-イル)-エチル)-3-p-メンタンカルボキサミドである、請求項3記載の喫煙物品。

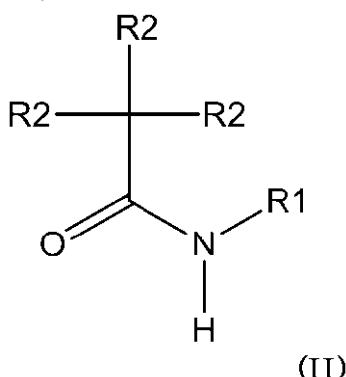
【請求項6】

カルボキサミド含有化合物がN-エチル-p-メンタン-3-カルボキサミド又はエチル3-(p-メンタン-3-カルボキサミド)アセテートである、請求項3記載の喫煙物品。

【請求項7】

カルボキサミド含有化合物が構造(II)：

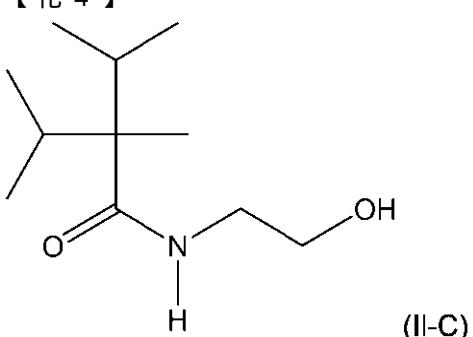
【化3】



(式中、R1はC1-C6直鎖又は分枝鎖アルキル又はアルコキシであり、かつ夫々のR2は独立にC1-C3直鎖又は分枝鎖アルキルからなる群から選ばれる)

を有するか、或いは構造(II-C)：

【化4】



を有する、請求項3記載の喫煙物品。

【請求項8】

カルボキサミド含有化合物が2-イソプロピル-N,2,3-トリメチルブタニアミド、N-(2-エ

トキシエチル)-2,3-ジメチル-2-イソプロピルブタンアミド、N-(1-イソプロピル-1-メチルイソブチル)アニスアミド、N-エチル-2,2-ジイソプロピルブタンアミド、又はN-(2-ヒドロキシエチル)-2-イソプロピル-2,3-ジメチルブタンアミドである、請求項3記載の喫煙物品。

【請求項9】

カルボキサミド含有化合物が2-イソプロピル-N,2,3-トリメチルブタンアミドである、請求項3記載の喫煙物品。

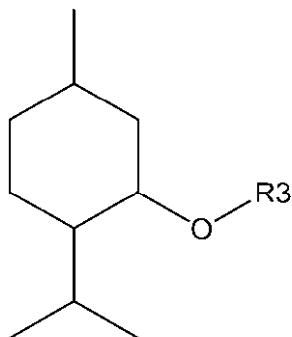
【請求項10】

清涼剤がメントキシ含有化合物である、請求項1又は2記載の喫煙物品。

【請求項11】

メントキシ含有化合物が構造(III):

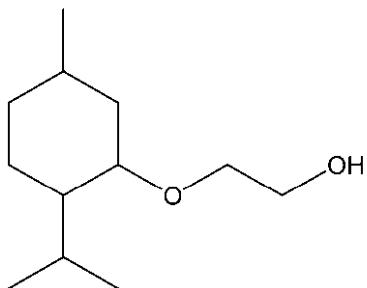
【化5】



(III)

(式中、R3はC1-C6直鎖又は分枝鎖アルキル又はアルコキシである)
を有するか、或いは構造(III-A):

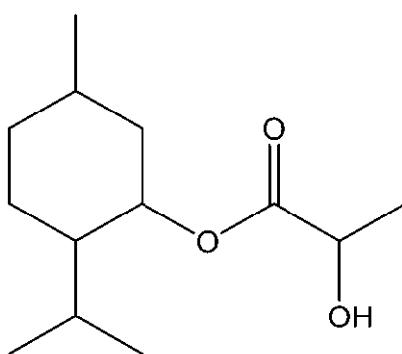
【化6】



(III-A)

を有するか、或いは構造(III-C):

【化7】



(III-C)

を有する、請求項10記載の喫煙物品。

【請求項12】

メントキシ含有化合物がメンチルラクテート、モノメンチルスクシネート、モノメンチルグルタレート、メンチルピロリジン-2-オン-5-カルボキシレート、4-(N,N-ジメチルア

ミノ)-4-オキソブタン酸のメンチルエステル、メンチル3-ヒドロキシブチレート、3-1-メントキシプロパン-1,2-ジオール、2-1-メントキシエタノール、メントングリセロールケタール、p-メンタン-3,8-ジオール、又はメンチルメチルエーテルである、請求項10記載の喫煙物品。

【請求項13】

喫煙物品のマウスピースの製造におけるシクロデキストリン清涼剤包接錯体の使用であって、前記清涼剤包接錯体は、シクロデキストリンと、25℃で約8.5 Pa未満である蒸気圧を有する清涼剤とを含み、前記清涼剤包接錯体は、マウスピースの外表面に配置される前記使用。

【請求項14】

喫煙物品のマウスピースに安定な清涼感を与える方法であって、その方法がマウスピースの外表面に清涼剤包接錯体を適用する工程を含み、前記清涼剤包接錯体が、シクロデキストリンと不揮発性清涼剤とを含むシクロデキストリン清涼剤包接錯体である前記方法。